

簡易合併公告

2017年1月20日

株主及び債権者 各位

大阪市北区大深町3番1号
エスアールジータカミヤ株式会社
代表取締役社長 高 宮 一 雅

当社は、2016年12月20日開催の取締役会において、2017年4月21日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社タツミ（本店所在地：茨城県東茨城郡茨城町下土師2000番地の7）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

これにより効力発生日をもって当社が株式会社タツミの権利義務一切を承継し、株式会社タツミは解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項、株式会社タツミは同第784条第1項に基づき、いずれも株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は株式会社タツミの全株式を所有しておりますので、本合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
2. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
3. 各社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法に基づく有価証券報告書を提出しております。

(株式会社タツミ)

掲載紙 官報

掲載の日付 2016年6月10日

掲載頁 76頁（号外第129号）

以 上